

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的として、中央社会保険医療協議会が実施したものである。

2. 調査の対象及び客体

社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び保険調剤を行っている全国の保険薬局のうち1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の薬局を対象とし、これらの医療機関等を、地域別等に層化し、次の抽出率で無作為に抽出した施設を調査客体とした。

なお、特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院については、別途、全ての施設を調査客体とした。

	抽出率
病院	1 / 3
一般診療所	1 / 20
歯科診療所	1 / 50
保険薬局	1 / 25

3. 調査施設数、調査票回答施設数等の状況

	調査対象 施設数 ①	調査票回答 施設数 ②	回答率 (②/①)	有効回答 施設数 ③	有効回答率 (③/①) (前回調査)	有効回答施設の内訳	
						介護収益の 割合 2 %未満	介護収益の 割合 2 %以上
病院	2,581	1,591	61.6 %	1,450	56.2 % (52.9%)	1,077	373
一般診療所	3,220	2,036	63.2 %	1,744	54.2 % (52.6%)	1,674	70
歯科診療所	1,143	779	68.2 %	654	57.2 % (51.8%)	646	8
保険薬局	1,835	1,374	74.9 %	1,090	59.4 % (51.7%)	1,063	27
特定機能病院	85	84	98.8 %	81	95.3 % (93.0%)	81	0
歯科大学病院	20	19	95.0 %	18	90.0 % (63.2%)	18	0
こども病院	26	24	92.3 %	24	92.3 % (76.0%)	24	0

(注) 1. 特定機能病院、歯科大学病院及びこども病院については、別掲である。(以下同様)

2. 一般診療所及び歯科診療所については、青色申告(省略形式)の集計対象となった施設も含まれている。(以下同様)

4. 調査の内容

病院、一般診療所、歯科診療所及び保険薬局について、施設の概要、損益の状況、資産・負債、従事者の人員・給与の状況などの調査を行った。損益に関する項目は以下のとおり。

(1) 病院

I 医業収益	
1. 入院診療収益	入院患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等)
2. 特別の療養環境収益	入院患者の医療に係る収益のうち特別室の特別料金徴収額
3. 外来診療収益	外来患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等)
4. その他の医業収益	保健予防活動収益、医療相談収益、受託検査・施設利用収益、文書料等の収益
II 介護収益	
1. 施設サービス収益	施設サービスに係る収益
2. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)
3. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 医業・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金(退職給付引当金制度がある場合は退職給付引当金繰入額、退職給付引当金制度がない場合は退職金支払額)、法定福利費 (注)個人立の病院においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	費消した医薬品の購入額
3. 給食用材料費	費消した患者給食のための食品の購入額
4. 診療材料費・医療消耗器具備品費	・レントゲンフィルム、ギブス粉、ガーゼ等 ・注射針・筒、体温計、聴診器等の費消額
5. 委託費	検査、患者用給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
6. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費
7. 設備関係費	土地賃借料、建物賃借料、修繕費、固定資産税、器機保守料等
8. 経費	福利厚生費、消耗品費、光熱水費、保険料、諸会費、事業税等
9. その他の医業費用	研究研修費等
IV 損益差額	(I + II - III)
V その他の医業・介護関連収益	・受取利息・配当金、有価証券売却益等 ・固定資産売却益等の特別利益 ・補助金・負担金
VI その他の医業・介護関連費用	・支払利息、有価証券売却損、貸倒損失等 ・固定資産売却損等の特別損失
VII 総損益差額	(IV + V - VI) (注)個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
VIII 税金	法人税、住民税 (注)個人立の病院については集計していない。
IX 税引後の総損益差額	(VII - VIII)

(2) 一般診療所

I 医業収益	
1. 入院診療収益	入院患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等)
2. 外来診療収益	外来患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収益等)
3. その他の医業収益	・学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診、文書料等の収益 ・その他(受取利息、配当金、補助金等)
II 介護収益	
1. 施設サービス収益	施設サービスに係る収益
2. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益(短期入所療養介護を含む)
3. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 医業・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金(退職給付引当金制度がある場合は退職給付引当金繰入額、退職給付引当金制度がない場合は退職金支払額)、法定福利費 (注) 個人立の一般診療所においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	費消した医薬品の購入額
3. 材料費	費消した診療材料、医療消耗器具備品等の購入額
4. 給食用材料費	費消した給食用材料費の購入額
5. 委託費	検査、患者用給食、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
6. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費
7. その他の医業・介護費用	・経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等) ・その他(支払利息、雑費等)
IV 損益差額	(I + II - III) (注) 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
V 税金	法人税、住民税 (注) 個人立の一般診療所については集計していない。
VI 税引後の総損益差額	(IV - V)

(3) 歯科診療所

I 医業収益	
1. 保険診療収益	入院患者・外来患者の医療に係る収益(医療保険、公費負担医療)
2. 労災等診療収益	入院患者・外来患者の医療に係る収益(労災保険、自賠責等)
3. その他の診療収益	自費診療収益等
4. その他の医業収益	・学校医・産業医・当番医の手当、健康診断、各種検診、文書料等の収益 ・その他(受取利息、配当金、補助金等)
II 介護収益	
1. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益
2. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 医業・介護費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金(退職給付引当金制度がある場合は退職給付引当金繰入額、退職給付引当金制度がない場合は退職金支払額)、法定福利費 (注) 個人立の歯科診療所においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品費	費消した医薬品の購入額
3. 歯科材料費	費消した歯科材料、診療材料、医療消耗器具備品等の額
4. 委託費	歯科技工、医療用廃棄物、医療事務等の委託費
5. 減価償却費	建物、建物附属設備、医療機器、車両船舶等の減価償却費
6. その他の医業費用	・経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等) ・その他(支払利息、雑費等)
IV 損益差額	(I + II - III) (注) 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
V 税金	法人税、住民税 (注) 個人立の歯科診療所については集計していない。
VI 税引後の総損益差額	(IV - V)

(4) 保険薬局

I 収益	
1. 保険調剤収益	調剤に係る収益(医療保険、公費負担医療)
2. 公害等調剤収益	調剤に係る収益(公害医療、労災保険、自賠責等)
3. その他の薬局事業収益	<ul style="list-style-type: none"> ・自費診療による調剤収益 ・一般用医薬品、化粧品等の販売収益 ・受取利息、配当金等
II 介護収益	
1. 居宅サービス収益	居宅サービスに係る収益
2. その他の介護収益	前記の科目に属さない介護収益
III 費用	
1. 給与費	職員の給料、賞与、退職金(退職給付引当金制度がある場合は退職給付引当金繰入額、退職給付引当金制度がない場合は退職金支払額)、法定福利費 (注) 個人立の保険薬局においては、開設者の報酬に相当する部分は含まれていない。
2. 医薬品等費	費消した調剤用医薬品、一般用医薬品、その他品目(化粧品等)の額
3. 委託費	医療事務等の委託費
4. 減価償却費	建物、建物附属設備、調剤用機器、車両船舶等の減価償却費
5. その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、事業税、固定資産税等) ・広告宣伝費 ・その他(支払利息、雜費等)
IV 損益差額	$(I + II - III)$ (注) 個人立の保険薬局の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備について現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。
V 税金	法人税、住民税 (注) 個人立の保険薬局については集計していない。
VI 税引後の総損益差額	$(IV - V)$

5. 集計区分について

区分	医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2%未満の医療機関等の集計	調査に回答した全ての医療機関等の集計 (有効回答施設の集計)
病院	集計1	
一般診療所		集計2
歯科診療所		
保険薬局		